

那覇市公報

第 1 8 2 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1301
- 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）… 1330
- 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局調査法制課）…………… 1333

◇規 則◇

- 那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第1項の規則で定める情報等を定める規則（人事課）…………… 1336
- 那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（ハイサイ市民課）…………… 1339
- 那覇市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（人事課）…… 1341
- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 1351

◇告 示◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1354
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1356

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1357

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1358

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 1359

◇公 告◇

○漂流物等の保管について（管財課）…………… 1360

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について…………… 1361

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1362

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1363

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1364

◇監査委員公表◇

○令和4年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 1365

条 例

那覇市条例第33号

令和4年12月7日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(管理職員にあっては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		

76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						

	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800

27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		

71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				

	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600

24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	

	68		471, 000	523, 000	
	69		471, 300	523, 900	
	70		472, 000	524, 700	
	71		472, 700	525, 600	
	72		473, 400	526, 500	
	73		473, 800	527, 300	
	74		474, 400	528, 200	
	75		475, 100	529, 100	
	76		475, 800	529, 800	
	77		476, 200	530, 600	
	78		476, 800	531, 500	
	79		477, 400	532, 400	
	80		477, 900	533, 300	
	81		478, 500	534, 100	
	82		479, 000	535, 000	
	83		479, 500	535, 900	
	84		480, 000	536, 800	
	85		480, 400	537, 600	
	86		481, 000	538, 500	
	87		481, 400	539, 400	
	88		481, 900	540, 300	
	89		482, 400	541, 100	
	90		483, 000		
	91		483, 600		
	92		484, 000		
	93		484, 500		
	94		485, 100		
	95		485, 700		
	96		486, 300		
	97		486, 800		
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400

8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900

52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		

	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300

20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200

64	252, 000	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	252, 900	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	253, 700	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	254, 800	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	255, 700	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	256, 500	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	258, 400	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	259, 400	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	260, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		

108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		
147	303, 900	335, 400		
148	304, 300	335, 800		
149	304, 500	336, 100		
150	304, 700	336, 500		
151	305, 000	336, 900		

	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100

18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000

62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	円 155,100	円 191,500	円 226,800	円 252,400	円 282,100	円 327,000

2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400

46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300		
87		289, 700	325, 600	346, 600		
88		289, 900	326, 000	346, 900		
89		290, 300	326, 400	347, 300		

	90		290, 500	326, 800	347, 600		
	91		290, 700	327, 200	348, 000		
	92		290, 900	327, 600	348, 300		
	93		291, 300	327, 900	348, 700		
	94		291, 500	328, 100	349, 000		
	95		291, 700	328, 500	349, 300		
	96		292, 000	328, 800	349, 600		
	97		292, 400	329, 000	349, 900		
	98		292, 700	329, 300	350, 300		
	99		292, 900	329, 600	350, 700		
	100		293, 200	329, 900	351, 100		
	101		293, 500	330, 100	351, 600		
	102		293, 700	330, 400	352, 000		
	103		293, 900	330, 800	352, 400		
	104		294, 200	331, 000	352, 800		
	105		294, 500	331, 200	353, 300		
	106			331, 400			
	107			331, 800			
	108			332, 000			
	109			332, 200			
110			332, 600				
111			333, 000				
112			333, 400				
113			333, 600				
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	

14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200

58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		

102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		

	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当） 第26条の4 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ	（勤勉手当） 第26条の4 〔略〕 2 〔略〕 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ

その基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	その基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 [表 別記] 2～3 [略]	(給与に関する特例) 第5条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>152,500</u>	<u>205,200</u>	<u>239,700</u>	<u>274,600</u>	<u>301,300</u>

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>156,500</u>	<u>208,200</u>	<u>242,400</u>	<u>276,000</u>	<u>301,800</u>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下この項及び第4項において「第1条改正後給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4項において「改正後任期付職員条例」という。)の規定は令和4年4月1日から、第1条改正後給与条例第26条の4第2項の規定は令和4年11月30日から適用する。

(異動者の号給の調整)

- 3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市条例第34号

令和4年12月7日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和4年11月30日から適用する。
- (期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第35号

令和4年12月7日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に	(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に

あったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	あったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和4年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

那覇市規則第45号

令和 4 年12月 9 日

公 布 済

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第 3 条第 1 項の規則で定める情報等を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則
第3条第1項の規則で定める情報等を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年那覇市条例第29号。以下「条例」という。）付則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項並びに第8条の規定による採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例付則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報）

第2条 条例付則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定による採用（第2号において「暫定再任用」という。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- （1） 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- （2） 暫定再任用を行う職の職務の遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務の遂行上必要な事項

（条例付則第8条の規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）

第3条 条例付則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における定年相当年齢（那覇市職員の定年等に関する条例（昭和59年那覇市条例第15号）（以下この項及び第3項において「定年条例」という。）第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が当該基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- （1） 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 条例付則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 条例付則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。）とする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第46号

令和4年12月9日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例(令和4年那覇市条例第31号)の施行期日は、令和5年1月10日とする。

那覇市規則第47号

令和4年12月9日

公 布 済

那覇市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(那覇市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の定年等に関する規則(昭和60年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。 (3) 再任用 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により職員を採用することをいう。</u> (定年に達している者の任用) 第3条 職員(地方公務員法第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、再任用の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには行うことができない。 (勤務延長) 第4条 <u>勤務延長を行う場合、又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、同意書によるものとする。勤務延長の期限を繰り上げて退職させる場合における同条第4項に規定する職員の同意についても、同様とする。</u>	(用語の意義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 勤務延長 条例第4条第1項<u>又は第2項</u>の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。 (3) <u>定年前再任用 条例第12条の規定により職員を採用することをいう。</u> (定年に達している者の任用) 第3条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の6第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用(那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定によるものを除く。)は、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには行うことができない。 (勤務延長等における職員の同意) 第4条 条例第4条第3項<u>及び第4項</u>に規定する職員の同意は、同意書によるものとする。 (定年前再任用の選考に用いる情報)

(辞令の交付) <u>第5条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。</u> (1)～(2) [略] <u>(3) 勤務延長の期限を延長する場合</u> <u>(4) 勤務延長の期限を繰り上げて退職させる場合</u> (5) 勤務延長の期限の到来により職員が<u>当然退職</u>する場合 <u>(6) 再任用を行う場合</u> <u>(7) 再任用の任期を更新する場合</u>	<u>第5条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。</u> <u>(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績</u> <u>(2) 定年前再任用を行う職の職務の遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務の遂行上必要な事項</u> (辞令の交付) <u>第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付する。</u> (1)～(2) [略] <u>(3) 条例第4条第4項の規定により同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限(第5号においてこれらを「勤務延長の期限」という。)を繰り上げる場合</u> <u>(4) 勤務延長をされた職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長をされている職員でなくなった場合</u> (5) 勤務延長の期限の到来により職員が<u>当然に退職</u>する場合 <u>(6) 条例第8条第1項に規定する他の職への降任をする場合</u> <u>(7) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合</u> <u>(8) 条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合</u> <u>(9) 条例第11条の規定により他の職への降任をする場合</u> <u>(10) 定年前再任用を行う場合</u>
---	--

(8) 再任用の任期の満了により職員が
当然退職する場合

(様式)

第6条 同意書及び辞令の様式については、
別に定める。

付 則

(11) 定年前提任用短時間勤務職員(定
年前提任用をされた職員をいう。付則
第3項第2号及び付則第5項第3号におい
て同じ。))が任期の満了により当然に退
職する場合

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員
の定年等の実施に関し必要な事項は、市
長が定める。

付 則

3 条例付則第5項の規定により職員に提供
する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3
号及び第4号に掲げる情報にあっては、当
該職員が年齢60年に達した日以後に適用
される措置に関する情報に限る。)とす
る。

(1) 条例第8条第1項に規定する他の職
への降任に関する情報

(2) 定年前提任用短時間勤務職員の任
用に関する情報

(3) 那覇市職員の給与に関する条例(昭
和58年那覇市条例第10号)付則第17項
から第22項までの規定による給料の特
例措置に関する情報

(4) 那覇市職員退職手当支給条例(昭和
47年那覇市条例第69号)付則第26項か
ら第29項までの規定による退職手当の
特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権
者が必要と認める情報

4 条例付則第5項の規定による勤務の意思
の確認は、同項の規定による情報の提供
から相当な期間をおいてするよう努める
ものとする。

5 前項の勤務の意思の確認は、次に掲げる
事項についてするものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占
める職員として勤務する意思

(2) 年齢60年に達する日以後の退職の

	意思 (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向 (4) その他任命権者が必要と認める事項
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 (那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正) 第2条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 [略] 2 任命権者は、当該職員が<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>であるときは、<u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次有給休暇の日数) 第18条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項から第3項までの規定により付与	(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 [略] 2 任命権者は、<u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>(<u>那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項の暫定再任用短時間勤務職員を含む。以下同じ。)</u>に時間外勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次有給休暇の日数) 第18条 [略]

すべきものとされている日数を下回る場合には、これらの規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数 第18条の2 条例第9条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。) (2) [略] 2～5 [略] [別表第2 別記]	(1) 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数 第18条の2 [略] (1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。) (2) [略] 2～5 [略] [別表第2 別記]
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12 [略]		
13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児、出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日以後1年の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14 [略]		
15	夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～26 [略]		

備考

1 [略]

2 第13号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。

3 第15号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。

4～6 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12 [略]		
13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児、出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日以後1年の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14 [略]		
15	夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～26 [略]		

備考

1 [略]

- 2 第13号において、定年前再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。
- 3 第15号において、定年前再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。
- 4～6 [略]

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(議会事務局職員の補助執行)		(議会事務局職員の補助執行)	
第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行させるものとする。		第3条 [略]	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 議会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。		(2) [略]	
ア [略]		ア [略]	
イ <u>再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)</u>		イ <u>定年前再任用短時間勤務職員(那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項の暫定再任用短時間勤務職員を含む。以下同じ。)</u>	
ウ フルタイム職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員で、市長が必要と認めるものをいう。以下同じ。)		ウ フルタイム職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員で、市長が必要と認めるものをいう。以下同じ。)	
(3) [略]		(3) [略]	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務

教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 〔略〕 3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)で次に掲げるものの給与等の事務に関すること。 ア 〔略〕 イ <u>再任用短時間勤務職員</u> ウ 〔略〕 (4) 〔略〕 4～12 〔略〕	教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 〔略〕 3 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 〔略〕 イ <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> ウ 〔略〕 (4) 〔略〕 4～12 〔略〕
選挙管理委員会事務局職員	1 〔略〕 2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。 (1) 〔略〕 (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> (3) 〔略〕 3～5 〔略〕	選挙管理委員会事務局職員	1 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> (3) 〔略〕 3～5 〔略〕
監査委員事務局職員	1 〔略〕 2 監査委員に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。 (1) 〔略〕 (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> (3) 〔略〕 3 〔略〕	監査委員事務局職員	1 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> (3) 〔略〕 3 〔略〕
〔略〕		〔略〕	

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則（平成30年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例第12条第2項の規則で定める要件） 第9条 条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号。以下この条において「退職手当条例」という。）第10条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 （1）～（2） 〔略〕 （3） 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第10条第5項の職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 〔略〕 イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合 ウ 〔略〕 2 〔略〕	（条例第12条第2項の規則で定める要件） 第9条 〔略〕 （1）～（2） 〔略〕 （3） 〔略〕 ア 〔略〕 イ 法第28条の6第1項の規定により退職した場合（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合 ウ 〔略〕 2 〔略〕
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第48号

令和4年12月9日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則（昭和47年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式(その1) 別記] 第1号様式(その2) [略]	[第1号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 2 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第1号様式(その1)

那 覇 市 国民健康保険税 納税通知書
年度

納 税 義 務 者	
-----------------------	--

あなたの国民健康保険税について、
地方税法第703条の4及び那覇市国民
健康保険税条例第1条の規定により
決定しましたので通知します。

会計年度	課税年度

通知書番号

年 月 日

那覇市長

印

税 率 等	医 療 分	支 援 分	介 護 分
所 得 割 税 率	%	%	%
均等割額(1人当たり)	円	円	円
平等割額(1世帯当たり)	円	円	円

変 更 年 税 額	円
決定(変更後)年税額	円
増 減 額	円

〔改正後 別記〕

第1号様式

那覇市 国民健康保険税
年度分

会計年度	課税年度

宛名番号

年 月 日

那覇市長

印

納 税 義 務 者	
-----------------------	--

税率等	医療分	支援分	介護分
所得割税率	%	%	%
均等割額(1人当たり)	円	円	円
平等割額(1世帯当たり)	円	円	円

あなたの国民健康保険税について、地方税法第703条の4及び那覇市国民健康保険税条例第1条の規定により決定しましたので通知します。

変更前年税額	円
決定(変更後)年税額	円
増減額	円

告 示

那覇市告示第 455 号

令和 5 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーションわらばー	株式会社わらばー	令和４年１０月１日～ 令和１０年９月３０日
那覇市与儀 ２丁目 16-3 玉城アパート 106 号室		
泉崎ファミリー歯科	下所 由美子	令和元年 6 月 1 日～ 令和 7 年 5 月 31 日
那覇市泉崎 2-22-6		
Kukuru 訪問看護ステーション ムームー	一般社団法人 Kukuru	令和 3 年 9 月 1 日～ 令和 9 年 8 月 31 日
那覇市真地 216 番地 17		
ピーズ調剤薬局 あかみね店	合同会社スリースターズ	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市赤嶺 1-10-7		

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
はやしファミリー歯科	林 尚樹	令和4年11月1日～ 令和10年10月31日
那覇市古波蔵 1-7-6 メルソレイユ 1F		
安謝ファミリークリニック	医療法人がんじゅう	令和4年11月1日～ 令和10年10月31日
那覇市曙 2 丁目 9 番 2 号		
アイワ薬局 安謝店	株式会社アイワ メディカルオキナワ	令和4年11月1日～ 令和10年10月31日
那覇市曙 2 丁目 9 番 2 号		
訪問看護ステーション JIMMY Nine	株式会社 Nine	令和4年11月1日～ 令和10年10月31日
那覇市壺屋 1 丁目 26-20-206 号ライオンズマンション壺屋第 3		
おきなわ訪問看護 ステーションかなさ	株式会社ウエルハート	令和3年5月1日～ 令和9年4月30日
那覇市仲井間 92-1 東宝 28 105		

那覇市告示第 456 号

令和 5 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
アート歯科クリニック	本永 尚司	令和4年9月30日
那覇市古波蔵1丁目7-6 メルソレイユ 1F		
安謝小児クリニック	医療法人がんじゅう	令和4年10月31日
那覇市安謝215-1		
アイワ薬局 安謝店	株式会社アイワ メディカルオキナワ	令和4年10月31日
那覇市安謝217		

那覇市告示第 457 号

令和 5 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ほっとやすらぎステーション那覇		令和3年9月1日
所在地	那覇市字小禄 414 番地 3 (那覇市赤嶺 2 丁目 9 番地 1)	

那覇市告示第 458 号

令和 5 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
岡田 修	はり・きゅう	令和4年10月5日
KEiROW 那覇中央ステーション	那覇市泊 1-6-2 ライオンズマンション泊 901	
喜久里 正人	柔道整復	令和4年11月1日
喜久里整骨院	那覇市前島 2 丁目 5-15	

那覇市告示第 459 号

令和 5 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
島袋 京子	あん摩・マッサージ	令和4年11月30日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	

公 告

那覇市公告第 562 号
令和 4 年 12 月 9 日
掲 示 済

漂流物等の保管について

那覇市において、那覇地区漁業協同組合より漂流物の引き渡しを受けたので下記の漂流物を保管しています。所有権等の権原を有する方は本市に対し、引き渡しの請求を行ってください。

尚、請求期間を経過しても引き渡し請求がなされない場合、当該漂流物に関する所有権等の権原は本市に帰属することとなります。

那覇市長 知念 覚

記

- 1 漂流物等
(1) 漁網（約10m×5m）
- 2 発見日時 令和4年10月5日
- 3 発見場所 久米島から西南西 北緯26度25分 東経125度55分
- 4 引き渡し請求期間
(1) 請求期間 本公告日から6ヶ月間
(2) 場 所 総務部 管財課（那覇市役所・本庁5階）
- 5 問い合わせ先
那覇市総務部管財課 電話番号 直通 098-862-9904

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第17号

令和4年12月8日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の休止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
494	有限会社 牧野建設	那覇市小禄 5-8-12	嵩原 康彦

那覇市上下水道局告示第 18 号
令 和 4 年 1 2 月 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 539 号
指定工事店名	有限会社牧野建設
営業所所在地	沖縄県那覇市小禄五丁目8番地12
代表者氏名	嵩原 康彦
取消日	令和4年12月1日
取消理由	専属責任技術者退職のため。

那覇市上下水道局告示第19号
令和4年12月13日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 413 号
指定工事店名	日信工業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市小禄二丁目6番地11
代表者氏名	伊野波 盛文
有効期間	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日
異動年月日	令和4年12月7日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 20 号
令 和 4 年 1 2 月 1 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 275 号
指定工事店名	有限会社サンユウ設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字小那覇131番地
代表者氏名	大城 隆
有効期間	自 令和2年4月1日 至 令和7年3月31日
異動年月日	令和4年12月9日
異動事由	代表者の変更

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

令和5年1月4日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和4年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和4年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年度前期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和3年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1)福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、ちゃーがんじゅう課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課

(2)健康部

国民健康保険課、保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課

(3)こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、子育て応援課

(4)消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、中央消防署、西消防署

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第1財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

- (1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- (2) 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

3 支出事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- (4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (3) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に關係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和 4 年 8 月 5 日から令和 4 年 12 月 2 日まで
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：8 月 5 日 (金)
 - (2) 予 備 監 査：9 月 27 日 (火)～9 月 30 日 (金)
 - (3) 監査委員監査：11 月 7 日 (月)、11 月 8 日 (火)
 - (4) 監査委員協議：11 月 24 日 (木)、25 日 (金)
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第 19 条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：12 月 2 日 (金)
 - ① 監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署及び監査会議室 (本庁舎 12 階)

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

（単位：件）

区 分（※注1） 部局・課名	指摘事項等の内容別件数（※注2）				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
福祉部	-	-	4	-	4
福祉政策課	-	-	-	-	-
障がい福祉課	-	-	2	-	2
ちゃーがんじゅう課	-	-	2	-	2
保護管理課					
保護第一課	-	-	-	-	-
保護第二課					
保護第三課					
健康部	-	2	19	-	21
国民健康保険課	-	2	2	-	4
保健総務課	-	-	3	-	3
健康増進課	-	-	5	-	5
地域保健課	-	-	8	-	8
生活衛生課	-	-	1	-	1
こどもみらい部	-	-	27	-	27
こども政策課	-	-	5	-	5
こどもみらい課	-	-	5	-	5
こども教育保育課	-	-	17	-	17
子育て応援課	-	-	-	-	-
消防局	-	-	2	-	2
総務課	-	-	-	-	-
予防課	-	-	-	-	-
警防課	-	-	1	-	1
救急課	-	-	1	-	1
指令情報課	-	-	-	-	-
中央消防署	-	-	-	-	-
西消防署	-	-	-	-	-
合 計	-	2	52	-	54

（※注1）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

（1）指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

（2）是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

（3）注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

（4）要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと

（※注2）内容別件数には、次頁(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(サ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア)老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ)地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
- (ロ)予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ)令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ)令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
- (カ)行政財産目的外使用料（こども政策課）
- (キ)那覇市壺屋児童館使用料（こども政策課）
- (ク)那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料（こども政策課）
- (ケ)待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）
（こどもみらい課）
- (コ)土地賃料令和3年度（公私連携こども園）（こども教育保育課）
- (サ)消防団加入促進支援事業（警防課）

イ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ハ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア)精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託
（障がい福祉課）
- (イ)那覇市保健所結核臨床検査業務委託（保健総務課）
- (ロ)那覇市保健所感染症臨床検査業務委託（保健総務課）
- (エ)健（検）診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託（健康増進課）
- (オ)健（検）診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託

(健康増進課)

- (カ) 妊婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (キ) 乳児一般健康診査 (個別健診) 業務委託 (地域保健課)
- (ク) 乳児一般健康診査 (個別健診) 統計処理業務委託 (地域保健課)
- (ケ) 1 歳 6 か月児健康診査統計業務委託 (地域保健課)
- (コ) 3 歳児健康診査業務委託 (地域保健課)
- (サ) 乳幼児精密健康診査業務委託 (地域保健課)
- (シ) 産婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (ス) つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託
(こども教育保育課)
- (セ) 献立栄養管理システム保守サービス委託契約
(こども教育保育課)
- (ソ) 非常通報装置保守点検業務委託 (こども教育保育課)
- (タ) 大名こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (チ) 城北こども園外 2 園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ツ) 真嘉比こども園外 1 園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (テ) 泊こども園外 3 園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ト) 与儀こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ナ) 真和志こども園外 1 園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ニ) 天妃こども園外 1 園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ノ) 小禄南こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ネ) 旧大道保育所警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ハ) 令和 3 年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託
(こども教育保育課)
- (ヘ) 救急救命士の病院実習に関する業務委託契約 (救急課)

(3) 各部署の指摘事項等

【福祉部】

○ 障がい福祉課

ア 障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金債権の不納欠損処理にかかると時効の根拠法適用誤りについて (注意事項)

障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金の歳入に係る債権の不納欠損処理にあたって、地方税法第15条の7第4項を適用し時効消滅としている。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。

当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり、消滅時効については地方自治法236条第1項の適用が適切であった。

債権管理にあたっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われ

たい。

【健康部】

○ 国民健康保険課

ア 予算の適正な執行及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）

国民健康保険事業特別会計における一般事務費の消耗品費については、支出負担行為額 2,115,772 円に対し、執行済額 2,036,154 円で 79,618 円の差が生じている。これは1件の消耗品の購入において、支出負担行為額を二重計上したことによるものである。

支出負担行為額の二重計上は、令和2年度前期定期監査において注意事項とされた。その措置として、「グループ長等は、月末及び出納整理期間中には『所属別事業別歳出執行状況表』『負担行為整理簿』等で処理状況をチェックし、支出負担行為額と執行済額に差が生じていないか確認します」と通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様に不適正な事務処理があり、指摘事項等に対する措置が機能していない。

監査における指摘事項等を重く受け止め、予算の執行に当たって適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

イ 国民健康保険事業特別会計決算剰余金について（是正事項）

国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算剰余金は5,189万8,210円で、令和3年度の繰越金として収入し、同額が令和2年度一般会計繰出金に対する精算額として支出されている。

地方財政法第7条第1項は、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と定められている。また、那覇市国民健康保険基金条例第2条は、「基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた剰余金の2分の1に相当する額以上とする」と定めている。しかし、令和3年度において当該決算剰余金については、関係法令に定められた処分が行われていない。

決算剰余金については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 歳入調定誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における督促手数料については、調定済額 734,811 円に対して収入済額 734,711 円で、収入未済額が 100 円となっている。当該収入未済額は、収入の調定にあたり、誤って調定したもので不適正な事務処理となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、当該歳入に係る法令等を調査し、適

正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

エ 振替命令誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における歳入の還付加算金については、調定済額 10,300 円に対して収入済額 8,200 円で、収入未済額が 2,100 円となっている。当該収入未済額については、令和2年度分（過年度）の保険料還付金の還付加算金で、現年度分特別徴収保険料から還付し、月次処理において歳出科目の還付加算金へ振替命令を行うべきであったが、誤って歳入科目の当該還付加算金に振替命令を行ったものである。

振替命令に当たっては、振替科目を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

○ 保健総務課

ア 業務委託契約について（注意事項）

「那覇市保健所結核臨床検査業務委託」及び「那覇市保健所感染症臨床検査業務委託」については、3月29日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、5月10日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第25条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き7日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 地域保健課

ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

育成医療事業、未熟児養育医療費事業及び小児慢性特定疾病医療費事業のそれぞれの事業における①公費負担医療受給者別一覧データ作成業務、②レセプト電子データ提供の合計6件の業務委託契約は、「履行期間満了の1ヶ月前までに双方から何らかの意思表示がないときは、履行期間を1年更新し、その後も同様とする」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成25年6月1日又は平成26年4月1日に、それぞれ当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることがあり得ることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【こどもみらい部】**○ こども政策課****ア 入札公告時と異なる条件での契約締結について（注意事項）**

令和3年度那覇市保育士試験対策講座業務は、公告において条件を提示し制限付一般競争入札を実施したが、契約は公告と異なる条件で締結されていた。

地方自治法施行令第167条の6では、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札について必要な事項を公告しなければならないと、定められており、公告どおりの条件で契約締結すべきであった。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 使用済みタクシーチケットの不適切な管理について（注意事項）

壺屋児童館管理運営費では、職員が4月1日から4月24日までに使用した13枚の使用済みタクシーチケット（発行者用）を紛失し、タクシー協会が保管するチケット（乗務員用）により使用状況を確認し、支払いが行われていた。

那覇市会計規則第45条第1項第4号では、支出命令書を発行する際には「支出に必要な書類が整備されていること」と定められている。

使用済みタクシーチケット（発行者用）は、支出に必要な書類であることから適切な管理を行われない。

○ こどもみらい課**ア 歳入調定における調査の不備について（注意事項）**

こども園一時預かり保育料に関する調定は、実績報告書等を確認することなく、未調定一覧の確認のみで手続きが行われていた。

那覇市会計規則第20条第1項及び地方自治法施行令第154条第1項では、歳入の調定は、納入すべき金額や納入義務者等を誤っていないかを調査しなければならないとされている。

歳入の調定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な調査を行われない。

イ 同一事業の契約における要綱の適用について（注意事項）

病児保育事業では、内閣府の子ども・子育て支援交付金交付要綱を適用し、4事業者に業務委託が行われているが、業務委託契約の委託料について、3事業者は令和3年4月1日改正の要綱を適用しているのに対し、1事業者は改正前の要綱を適用していた。

契約の締結に当たっては、適切な要綱により行われない。

ウ 口頭による協議について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）は、業務委託契約書の第2条第2項第5号において「利用定員は、原則として6人とする」と定められている。しかし、受託事業者から、職員確保ができていないことから利用定員を3人として事業開始を行いたい旨の文書による協議があり、当該課は口頭により変更を認める回答を行っていた。

契約に定めのない事項及び疑義が生じて協議を行う場合には、口頭のみでの協議では、両者の認識の相違によりトラブルが生じかねないことから、協議の際には、書面により適切に行われたい。

エ 収支報告書の作成について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）においては、業務委託完了時の収支報告が、他事業を含めた報告となっていた。

当該事業の業務委託契約書第4条第3項第2号では「委託業務以外の他の業務にかかる経理と区分し、適正かつ明確に経理しなければならない」と定められているが、適正な経理の区分がなされていなかった。

事業の実施に当たっては、契約書に定められた事項を遵守し、適正に行われたい。

○ こども教育保育課

ア 予定価格を超える支出について（注意事項）

令和3年度那覇市立認定こども園児科健診業務委託及び同歯科健診業務委託では、予定価格を総額で定めたものの、契約は単価で定められていた。結果、予定価格を超える支出がなされていた。

那覇市契約規則第10条第1項のただし書きでは、「単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、また、同条第2項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と定められている。

当該委託契約は数量により支出額が確定されることから予定価格は総額ではなく単価で設定する必要があった。

予定価格の設定に当たっては、契約の目的等を考慮し適切に定められたい。

イ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

那覇市立保育所給食調理業務委託（平成28年度契約）、那覇市立天久みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）及び那覇市立樋川みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）では、予定価格が設定されていなかった。

3業務委託とも、プロポーザル方式による随意契約となっているが、那覇市契約規則第22条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

契約手続きに当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行われたい。

ウ 業務委託契約について（注意事項）

真嘉比こども園外1園警備業務委託については、令和3年3月23日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、令和3年5月12日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第25条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き7日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他**(1) 「追認条項」を設ける契約について**

1 指摘事項(2)共通事項「イ 契約期間を遡及させる契約について」で指摘した (ア)～(ハ)以外にも、追認条項を設けている契約が少なからずあった。上記(ア)～(ハ)以外の事例は、追認条項を設けるやむを得ない理由があると認めることができるものであったが、どのような場合に追認条項を設けることがやむを得ない理由があると認められるのか基準等が明らかでないことも、上記の(ア)～(ハ)のように安易に追認条項を設ける事例が散見される要因の一つになっていると思われる。

安易に追認条項を設ける事例が生じないよう、関係部署において適切な措置を講ずる必要があると思料される。

